

「古紙の統計分類と主要銘柄」の改定

今回の改定は、取引量が比較的多い「チラシ」を新たな銘柄として新設するとともに、銘柄の「新聞」には折込チラシが含まれることの説明を追加するものです。

改定の箇所は、下表の赤字部分で、No.10に「チラシ」を新たに新設、挿入するのに伴い、その後のNo.を一つずつ繰り下げます。今回の改定により、銘柄数は一つ増えて従来の25から26になります。

古紙の統計分類と主要銘柄

財団法人古紙再生促進センター

制定 昭和54年3月

改定 平成12年6月15日

改定 平成16年9月30日

改定 平成20年9月29日

改定 平成22年4月22日

統計分類	No.	主要銘柄	内 容
	上 カ ー ド	1	上白
2		クリーム上白	製本・印刷工場、断裁所等より発生する印刷のないクリーム色上質紙の截落及び損紙
3		罫白	製本・印刷工場、断裁所等より発生する白色又はクリーム色上質紙の青罫・トンボのある截落及び損紙
特 白 ・ 中 白 マ ニ ラ	4	特白	製本・印刷工場、新聞社等より発生する印刷のない中質紙の截落及び損紙
	5	中白	製本・印刷工場、新聞社等より発生する印刷のない更紙の截落及び損紙
模 造 色 上 (アート古紙を含む)	6	模造	墨印刷のある上質紙
	7	色上	色刷りのある上質紙でアート紙も含む
	8	ケント	製本・印刷工場等より発生する一部色刷りのある上質及びアート紙の截落
	9	白アート	製本・印刷工場等より発生する印刷のないアート紙の截落及び損紙
	10	チラシ	色刷りのある中質系コート紙等
	11	飲料用パック	家庭等より発生する飲料用紙パック並びに紙パックの印刷・加工段階で発生する截落及び損紙(アルミ付き紙パックを除く)
切 付 (中色) 中 更 反 古	12	オフィスパー パー	オフィスより発生する紙及び紙製品で、主として製本していないバラの墨印刷・色刷りのある印刷物、使用済みのコピー用紙を含んでいるもの
	13	特上切	製本・印刷工場等より発生する色刷りのある中質紙の截落
	14	別上切 (マンガサイラク)	製本・印刷工場等より発生する色刷りのある更紙の截落
新 聞 雑 誌	15	中更反古	製本・印刷工場等より発生する印刷・色刷りのある中質紙、更紙の損紙
	16	新聞	家庭、会社及び官公庁等より発生する新聞(折込チラシを含む)及び残紙
茶 模 造 紙 (洋段を含む)	17	雑誌	家庭、会社及び官公庁等より発生する雑誌、書籍及び返本・残本(印刷冊子を含む)
	18	切茶・無地茶	製袋工場等より発生する印刷・色刷りのない製袋及び封筒のクラフト紙の截落(切茶)及び損紙(無地茶)
	19	雑袋	米麦袋等のクラフト紙の空袋
段 ボ ー ル 古 紙	20	クラフト段ボール	クラフト段ボールの截落及び回収されたクラフト段ボール箱(主に輸入品)
	21	段ボール	事業所、家庭等より発生する使用済み段ボール箱
台 地 ボ ー ル 古 紙 新	22	新段ボール	製函工場より発生する段ボールの截落及び損紙
	23	ワンプ	紙・板紙の包装紙
	24	上台紙(地券)	紙器工場等より発生する白板紙、チップボール等の截落及び打抜き
	25	台紙(ボール)	事業所等より発生する使用済み紙箱
	26	雑がみ	家庭より発生する紙・板紙及びその製品で、新聞・雑誌・段ボール・飲料用パック以外の区分で回収されたもの